

令和7年度
学校薬剤師学術フォーラム
伝達講習

沖縄県薬剤師会 学校薬剤師部会 部会長 新垣紀子

学校薬剤師学術フォーラムの狙い

学校環境衛生活動の目的と意義の確認

災害時の学校と学校薬剤師の役割

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で得た 生活習慣の継続
子供達の 今と未来を守る

日本薬剤師会学校薬剤師部会 部会長 富永 孝治

①学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査・日常点検の実施に向けて
文部科学省 総合教育政策局 健康教育・食育課 健康教育調査官 **鈴木 貴晃**

②災害時における学校薬剤師の役割
福岡大学薬学部健康危機管理薬学研究室 教授 **江川 孝**

③換気検査から見た学校の環境衛生検査の課題
東京薬科大学 薬学部 社会薬学研究室 **北垣 邦彦**

④未来の学校薬剤師への期待
日本薬剤師会学校薬剤師部会 部会長 **富永 孝治**

学校環境衛生活動のイメージ

学校の環境衛生の維持・改善

学校環境衛生活動

日常点検

- ・毎授業日に主に官能法による
- ・定期検査や事後措置などに活用

定期検査

- ・定期的に客観的・科学的な方法による
- ・事後措置に活用

臨時検査

- ・必要に応じて実施

学校環境衛生基準



学校環境衛生基準等の変遷

昭和39年 6 月に、「学校環境衛生の基準」を参考にするよう文部省
体育局長が通知



平成 4 年 6 月に、「学校環境衛生の基準」に基づき学校における環
境衛生検査の徹底を図るよう文部事務次官が通知



平成20年 1 月に中央教育審議会が、「学校環境衛生の基準」に
基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、
定期検査の実施、検査結果に基づく維持管理・改善のため、法制
度の整備の検討」を答申



平成21年 4 月から、「学校環境衛生基準」に基づく環境衛生検査
の実施を義務化

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例

学校環境衛生検査状況チェック表

令和 年 月 日

定期検査			
1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
	ダニ又はダニアレルゲン	1回(※4)	
採光及び照明	照度	2回	
	まぶしさ	2回	
騒音	騒音レベル	原則、2回	
水質(飲料水等)	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
学校の清潔	大掃除	3回	
	雨水の排水溝等	1回	
	排水の施設・設備	1回	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1回	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回	
水質(プール水)	水質(プール水)	(※7、8)	
施設・設備の衛生状態(プール水)	施設・設備の衛生状態(プール水)	1回	
2) 学校環境衛生定期検査を実施しているか。			
大項目	項目	法定回数	実施回数
	換気	2回	

2 日常点検				
(1) 学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。			適・不適	
(2) 学校環境衛生日常点検を実施しているか。			適・不適	
大項目	項目	法定回数	実施状況	
教室等の環境	換気	毎授業日		
	温度			
	明るさとまぶしさ			
	騒音			
水質及び施設・設備(飲料水等)	飲料水の水質			
	雑用水の水質			
	飲料水等の施設・設備			
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	学校の清潔			
	ネズミ、衛生害虫等			
水泳プールの管理	プール水等			
	附属施設・設備等			
(3) 学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。			適・不適	
3 臨時検査				
臨時検査を実施したか。			有・無	
(実施した場合は、検査項目)				
4 図面等				
検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。			有・無	
(※1) 冷暖房機や空調機を使用している場合 (※2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる (※3) 温度が高い時期 (※4) 湿度及び湿度が高い時期 (※5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は1回、雑用水は2回 (※6) 飲料水(水道水)は1回、飲料水(井戸水)は2回、雑用水は原則2回 (※7) 総トリハロメタンは使用中に1回、循環ろ過装置の処理水は1回、その他は使用日の積算が30日以内ごとに1回 (※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。				

確認者所属

確認者氏名



環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例

学校保健計画のチェック表の使用例

学校保健計画例

学校環境衛生検査状況チェック表

令和 年 月 日

1 定期検査

(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。

適・不適

大項目

項目

法定回数

検査計画月

換気

2回

温度

2回

相対湿度

2回

7 不適

浮遊粉じん

原則、2回(※1)

気流

原則、2回(※1)

一酸化炭素

原則、2回(※2)

換気及び保温等

学校保健計画の見直し完了

学校保健計画の修正が必要

月

保健管理
対物管理

4

5

6

7

8

相対湿度

11

12

1

2

相対湿度

学校環境衛生検査状況チェック表

令和 年 月 日

定期検査					
大項目	項目	法定回数	検査計画月	実施回数	備考
換気及び保温等	換気	2 回			
	温度	2 回			
	相対湿度	2 回			
	浮遊粉じん	原則 2 回(※ 1)			
	気流	原則 2 回(※ 1)			
	一酸化炭素	原則 2 回(※ 2)			
	二酸化窒素	原則 2 回(※ 2)			
	揮発性有機化合物	原則 1 回(※ 3)			
	ダニ又はダニアレルゲン	1 回(※ 4)			
採光及び照明	照度	2 回			
	まぶしさ	2 回			
騒音	騒音レベル	原則 2 回			
水質（飲料水等）	水質（飲料水等）	(※ 5)			
施設設備(飲料水等)	施設・設備（飲料水等）	(※ 6)			
学校の清潔	大掃除	3 回			
	雨水の排水溝等	1 回			
	排水の施設・設備	1 回			
ネズミ衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1 回			
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1 回			
水質（プール水）	水質（プール水）	(※ 7, 8)			
施設・設備の衛生状態（プール水）	施設・設備の衛生状態(プ ール水)	1 回			

(※ 1) 冷暖房機や空調設備を使用している場合(※ 2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる(※ 3) 温度が高い時期(※ 4) 温度及び湿度が高い時期(※ 5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は 1 回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は 1 回、雑用水は 2 回(※ 6) 飲料水(水道水源)は 1 回、飲料水(井戸水源)は 2 回、雑用水は原則 2 回(※ 7) 総トリハロメタンは使用中に 1 回、循環ろ過装置の処理水は 1 回、その他は使用日の積算が 3 0 日以内ごとに 1 回(※ 8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を 1 週間に 1 回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。

(沖縄県薬剤師会学校薬剤師部会 令和 7 年 1 2 月作成)

学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）の今後の改正予定

学校環境衛生活動に関する

最近の話題（揮発性有機化合物）

1. 文部科学省においては、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、「学校環境衛生基準（令和六年文部科学省告示第五十四号）」を定めているところですが、室内空気中化学物質の室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しを踏まえ、令和8年4月頃に、「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値及び検査方法等を見直すことを検討しています。
2. 「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値を見直す予定であることも踏まえ、別添のとおり、令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、ご協力をお願いします。

「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（依頼）」（令和7年2月21日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課連名事務連絡）抜粋



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）の今後の改正予定

1. 室内空气中化学物質の室内濃度指針値等について

今般、最新の知見に基づいてエチルベンゼンの有害性評価を実施し、エチルベンゼンの室内濃度指針値を $3,800\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $370\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定したので、他の室内濃度指針値を定めた物質とともに次表に示す。なおエチルベンゼンの有害性評価の詳細は別添に示すとおりである。

室内濃度指針値は公衆衛生の観点から、化学物質の不必要な暴露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されるようにすることを目的に、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって参考にしていただきたい値として策定しているものである。令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、関係者各位のご協力をお願いするものである。

2. 室内空气中化学物質の標準的測定方法について

（略）

なお、本通知の発出に伴い、本通知の発出の日以降、平成12年第1093号通知、平成12年第1852号通知及び平成13年通知に示すVOCの標準的測定方法のうち、容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法は適用しないこととする。ただし、本通知の発出の日から令和8年3月31日までの間における室内空气中化学物質の標準的測定方法についてはなお従前の例によることができる。

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（医薬発0117第1号令和7年1月17日付け厚生労働省医薬局長通知）抜粋

1 本試験法の内容は原則として、これまで示していたものと同様であるが、サンプリング・分析機器等の技術進展に応じた現状も踏まえ以下の点について改訂を行ったものである。

（2）揮発性有機化合物（VOC）の測定方法のうち、「容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法」について、本法は一般的に大気中VOCの採取に使用される方法であり、室内空氣の採取法としては適当ではないことから削除した。

「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（医薬薬審発0117第4号令和7年1月17日付け厚生労働省医薬局長通知）抜粋



文部科学省

厚生労働省
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校環境衛生活動に関する 最近の話題

「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」（令和7年3月26日付）環境省水・大気環境局環境管理課長、環境再生・資源循環局廃棄物規制課長連名通知（抜粋）

学校環境衛生基準（専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質）への影響

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第19号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から、専用水道の検査項目にPFOS（ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸））及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が追加されることとなった。

これに伴い、学校環境衛生基準第 2 の飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準（2）「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の検査項目に、PFOS及びPFOAが追加になる。

「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第20号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から、専用水道の検査項目のPFOS（ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸））及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）について検査回数が定められた。

これに伴い、学校環境衛生基準第 2 の飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準（2）「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の検査項目のPFOS及びPFOAの検査回数も同様となる。

水道法施行規則（改正後）

（定期及び臨時の水質検査）

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

二 基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、簡易水道事業の場合にあつては、次のとおりとする。

- （1）**おおむね三箇月に一回以上**とすること。
- （2）当該事項についての過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、（1）の規定にかかわらず、**おおむね六箇月に一回以上**とすることができる。
- （3）当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（中略）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、（1）の規定にかかわらず、**おおむね一年に一回以上**とすることができる。
- （4）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（中略）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、（1）の規定にかかわらず、**おおむね三年に一回以上**とすることができる。
- （5）過去一年間における当該事項についての検査の結果が基準値の五十分の一を超えた場合は、（2）、（3）及び（4）の規定にかかわらず、**おおむね三箇月に一回以上**とすること。

第 3 水道法施行規則の一部改正について

同規則第 15 条に定める定期及び臨時の水質検査について、「PFOS 及び PFOA」の項目を追加し、試料の採取の場所（同条第 1 項第 2 号）及び検査の回数（同条第 1 項第 3 号ハ及びニ）について、その**定期検査の頻度をおおむね 3 か月に 1 回以上とするとともに、簡易水道事業及び専用水道は、過去の検査結果等により検査回数を減じることが可能とすることとした**。また、全量を受水する水道事業者等は、一定の条件を満たすことで検査を省略（同条第 1 項第 4 号ロ）することを可能とする等の改正を行ったものであること。

「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（環水大管発第2506301号令和 7 年 6 月30日付け環境省水・大気環境局長通知）抜粋

災害時の学校薬剤師のCSCA

②江川講師

先ずやること

CSCA	内容
Command & Control 指揮と連携	・ 薬剤師リーダーの決定 ・ 避難所の責任者への挨拶 ・ 避難所を管轄する部署との連携
Safety 安全	・ 活動場所のリスク評価と安全確認 ・ 避難者の安全管理（防疫的観点からも）
Communication 情報伝達	・ 通信ツールの確保（Wi-Fi、無線機、電話など） ・ コンタクトリストの作成 ・ 避難所運営会議からの情報収集 ・ 保健医療福祉調整本部/被災都道府県薬剤師会との情報共有
Assessment 評価	・ METHANEレポートの作成（定期的な報告） ・ 避難所の公衆衛生学的問題点の把握 ・ 避難所の衛生資機材の管理状態の把握

災害時の公衆衛生サイクル

●災害への備え

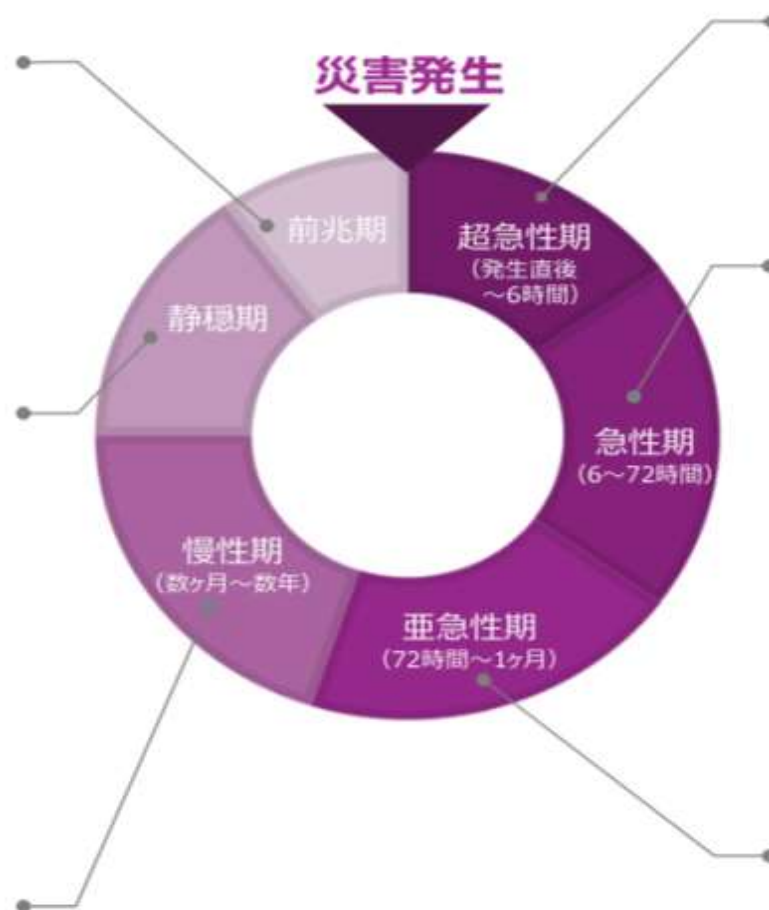
- ・ 非常時の対応について学校側と協議
- ・ 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類の保存の有無の確認
- ・ 学校が所有する井戸水等の有無の確認
- ・ 学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検
- ・ 学校における防災訓練への参加・協力

●学校が再開可能かの判断

- 環境衛生検査
 - ・ 教室等の環境
 - ・ 教室等の備品管理
 - ・ 水泳プールの水質検査
- 学校において使用する医薬品、毒物、劇物の点検

●長引く避難生活への対応

- 環境衛生検査
 - ・ 教室等の環境
 - ・ 学校の清潔、ネズミ・衛生害虫等
- 健康に関する指導・助言
 - ・ こころのケア



- 自身・周りの人の安全確保
- ライフラインの確認
- 情報収集

●学校が避難所として使用可能かの判断

- 学校において使用する医薬品、毒物、劇物の点検
- 感染症患者用の専用スペースの確保
- 環境衛生検査
 - ・ 教室等の環境
 - ・ 飲料水の水質、施設・設備
 - ・ 雑用水の施設・設備
 - ・ 学校の清潔、ネズミ・衛生害虫等

●被災者の二次的健康被害の予防

- 健康に関する指導・助言
 - ・ 感染症
 - ・ 熱中症
 - ・ エコノミークラス症候群
 - ・ 生活不活発病

避難所アセスメントでの観点

評価項目	薬剤師が出来ること
組織や活動	避難所の責任者に挨拶、行政の関連部署との連携
自主組織	避難所運営を援助している組織との情報共有
配慮を要する人	要配慮者の把握・情報共有
避難所の概況	学校環境衛生基準を指標に評価・助言
施設の広さ/スペース密度	学校環境衛生基準を指標に評価・助言
環境的側面	学校環境衛生基準を指標に評価・助言
医療の提供状況	医療に繋ぐまでのOTCや薬局アイテムの手配・配布・説明
防疫的側面	消毒薬の種類の助言・使用する濃度の調製・指導

まとめ

- 支援活動の前にCSCAを確立する
- 災害時に学校は指定避難所として利用される。
- 避難所には一般の避難所と福祉避難所がある。
- 避難所の運営は、被災都道府県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携する。
- 避難所生活で避難者が最も不便に感じることはトイレ問題である。
- 学校環境衛生基準を指標に適切な助言をすることが大事。
- 避難所での災害関連死を防ぐには、学校薬剤師の腕のみせどころ

法改正前：実施方法（学校保健法）^{③北垣講師}

学校保健法施行規則

第二十二条の二（環境衛生検査）（抜粋）

法第二条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、次の各号に掲げる項目について行わなければならない。

- 一 飲料水及び水泳プールの水の水質並びに排水の状況
- 二 水道及び水泳プール並びに学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに浄化消毒等のための設備の機能
- 三 教室その他学校における採光及び照明
- 四 教室その他学校における空気、暖房、換気方法及び騒音
- 五 その他校長が必要と認める項目

2 前項各号に掲げる検査の項目のうち、第四号に掲げるものは、**地域の実情**等に応じ検査の項目から除くことができる。



- ・ 実施方法が不明瞭 ← 「学校環境衛生の基準」（ガイドライン）
- ・ 検査項目の削除が認められていた ← 判断基準が不明

法改正後：実施方法（学校保健安全法）

学校保健安全法施行規則

第一条 学校保健安全法 第五条の**環境衛生検査**は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条に規定する**学校環境衛生基準**に基づき行わなければならない。

学校環境衛生基準

- 学校保健安全法第6条の規定に基づき、文部科学大臣が策定（**文部科学大臣告示**）
- **検査項目とその基準値だけでなく、検査方法、検査回数、検査場所等についても規定**



- **実施方法が明瞭化 → 「学校環境衛生基準」**
- **実施の義務が明確化 → 完全実施以外は、法律違反！**

学校保健計画における環境衛生検査の記載状況調査

- 学校保健計画を見ながら下記調査項目について回答
- 調査項目
 - 担当学校種（主な担当校1校）
 - 職種（学校薬剤師、養護教諭、保健主事等）
 - 検査項目、検査回数（←記載回数）

【事前確認】

- ❑ 学校保健計画に学校環境衛生検査は、適切に位置付いていますか。
- ❑ 学校環境衛生検査は、基準に定められた通りに行っていますか。
- **担当校の実態と法令に遵守状況のギャップを認識してもらうことが目的**

【事後確認】 来年度以降についての意識

- ❑ 学校保健計画に学校環境衛生検査は、適切に位置付けるようにしますか。
- ❑ 学校環境衛生検査は、基準に定められた通りに行うようにしますか。
- **担当校の実態と法令に遵守状況のギャップを認識してもらうことが目的**

学校環境衛生の課題解決に向けて

学校環境衛生検査の実施の改善は、確認された。

しかし、調査は、「全項目実施」で行われており、「回数」については不明である。

完全実施とは、「全項目」を適切な「回数」「場所」「方法」で行うことである。



次の目標

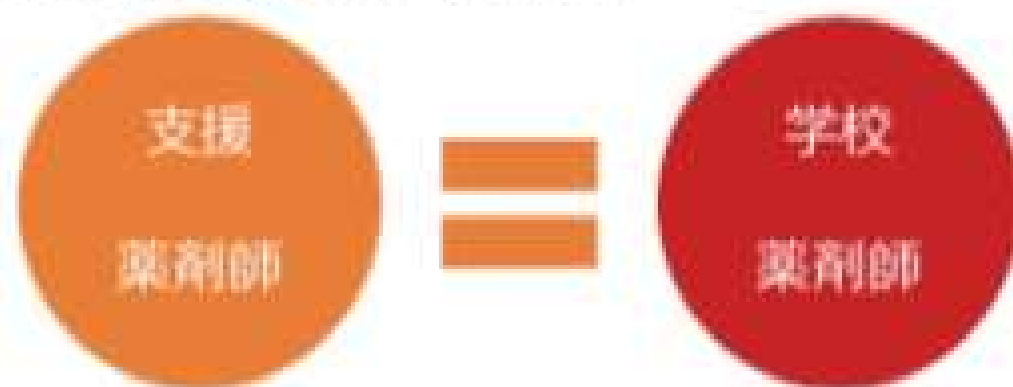
- ✓ 「全項目」実施する学校を100%に如何に早く達成するか
- ✓ 「完全実施」する学校の割合を如何に高くしていくか
- これらは、できるかできないかの問題ではなく、いつできるかの問題だと考えます。
- でも、どうやって？



④富永講師

災害支援薬剤師と学校薬剤師の連携と課題

- ・ 災害支援に赴く場合



災害支援チームの中に
学校薬剤師を含める

- ・ 担当校が避難所になった場合

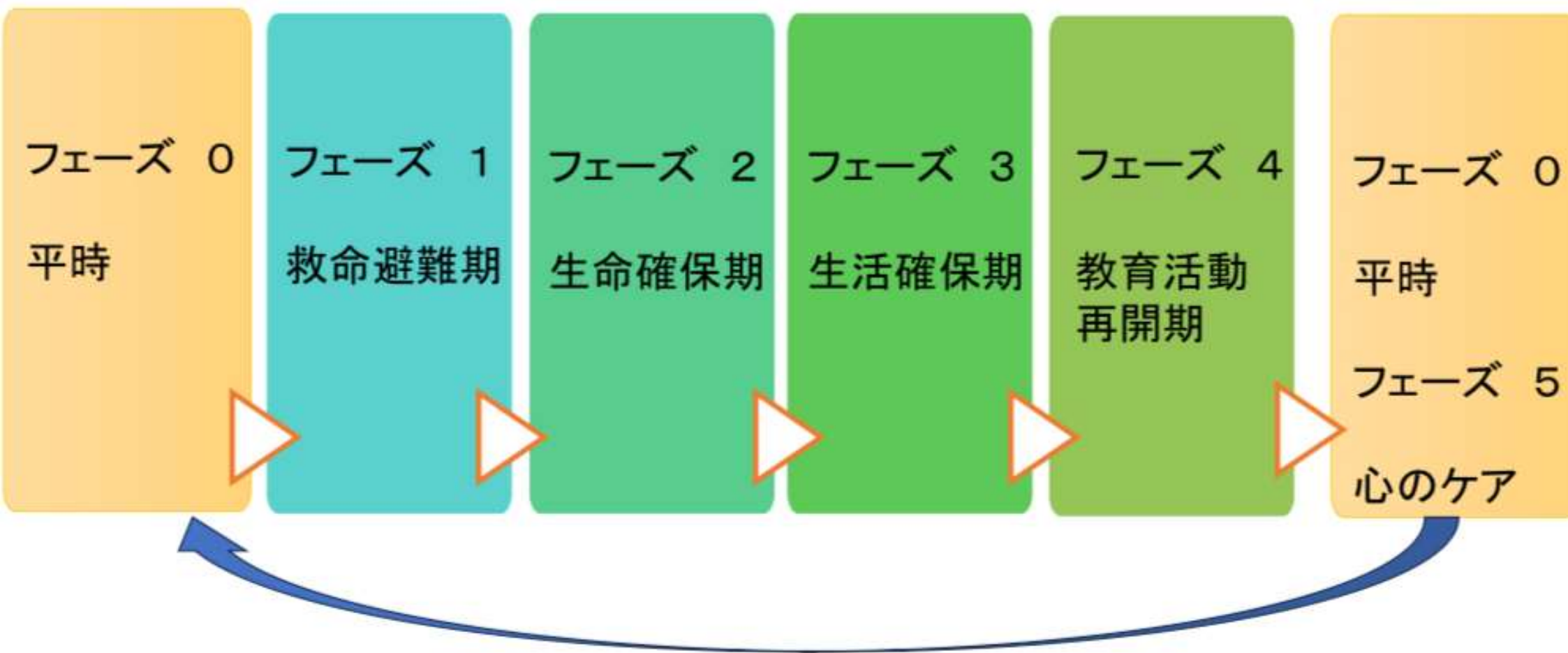
防災訓練を含む体制整備
顔の見える関係づくり

被災状況の確認
避難所としての協力
学校再開へ向けた検査

被災前後の各期に分けて学薬のかかわり方

	救命避難期	生命確保期	生活確保期	教育活動再開期
状 況	被災 ライフライン途絶	避難物資 災害支援活動	避難生活の弊害	仮設住宅の提供
避難所	学校へ避難	避難所開設 市町村での運営	ボランティア活動 生活不活病	避難所解消 避難・教育併存
薬剤師	医薬品の供給→ 消毒薬配布→	支援薬剤師 医薬品管理	健康相談 保健指導	地域医療提供
学校薬剤師	安全確認 衛生状態確認	感染防止対策	トイレ、水道、清潔 等衛生管理	臨時検査 避難者区分

災害フェーズを5つに区分



フェーズ0 平時 (災害準備期)

【活動目的】

災害が発生した際の被害を最小限に抑える
災害への迅速な対応を可能にする

【実施項目】

災害への備え

- 非常時の対応について学校側と協議
- 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類の保存の有無の確認
- 学校が自ら所有する井戸水等の有無の確認
- 学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検
- 防災訓練

災害対策・避難所運営マニュアルの確認や見直しを

担当校が避難所となった場合を想定して

役割分担・協力体制について協議しておく

地域との連携を

災害発生時に適切な行動が行えるように

フェーズ1 救命避難期 (発災直後～避難直後)

【活動目的】

教室等が避難場所として使用可能であるかを判断する

【実施項目】

環境衛生検査

- 教室等の環境
- 飲料水の水質、施設・設備
- 雑用水の施設・設備
- 学校の清潔、ネズミ・衛生害虫等

学校において使用する医薬品、毒物、劇物の点検

感染症患者用の専用スペースの設置

避難所として使用

避難者移動

24/137 損傷



フェーズ 2 生命確保期 (避難直後～数日程度)

【活動目的】

被災者の二次的な健康被害を予防する

【実施項目】

健康に関する指導・助言

- 感染症
- 熱中症
- エコノミークラス症候群
- 生活不活発病

幸せのハードル

地震前は幸せであることのハードルは高かったと思う。今では家族が生きただけでよかったと思う。



フェーズ3 生活確保期 (発災数日後～数週間程度)

【活動目的】

避難生活が長引いた際の衛生環境の変化に対応する

【実施項目】

環境衛生検査

- 教室等の環境
- 学校の清潔、ネズミ・衛生害虫等

健康に関する指導・助言

- こころのケア



フェーズ4 教育活動再開期 (発災数週間後～数か月間程度)

【活動目的】

学校が再開可能であるか判断する

【実施項目】

環境衛生検査

- 教室等の環境
- 教室等の備品の管理
- 水泳プール

学校において使用する医薬品、毒物、劇物の点検

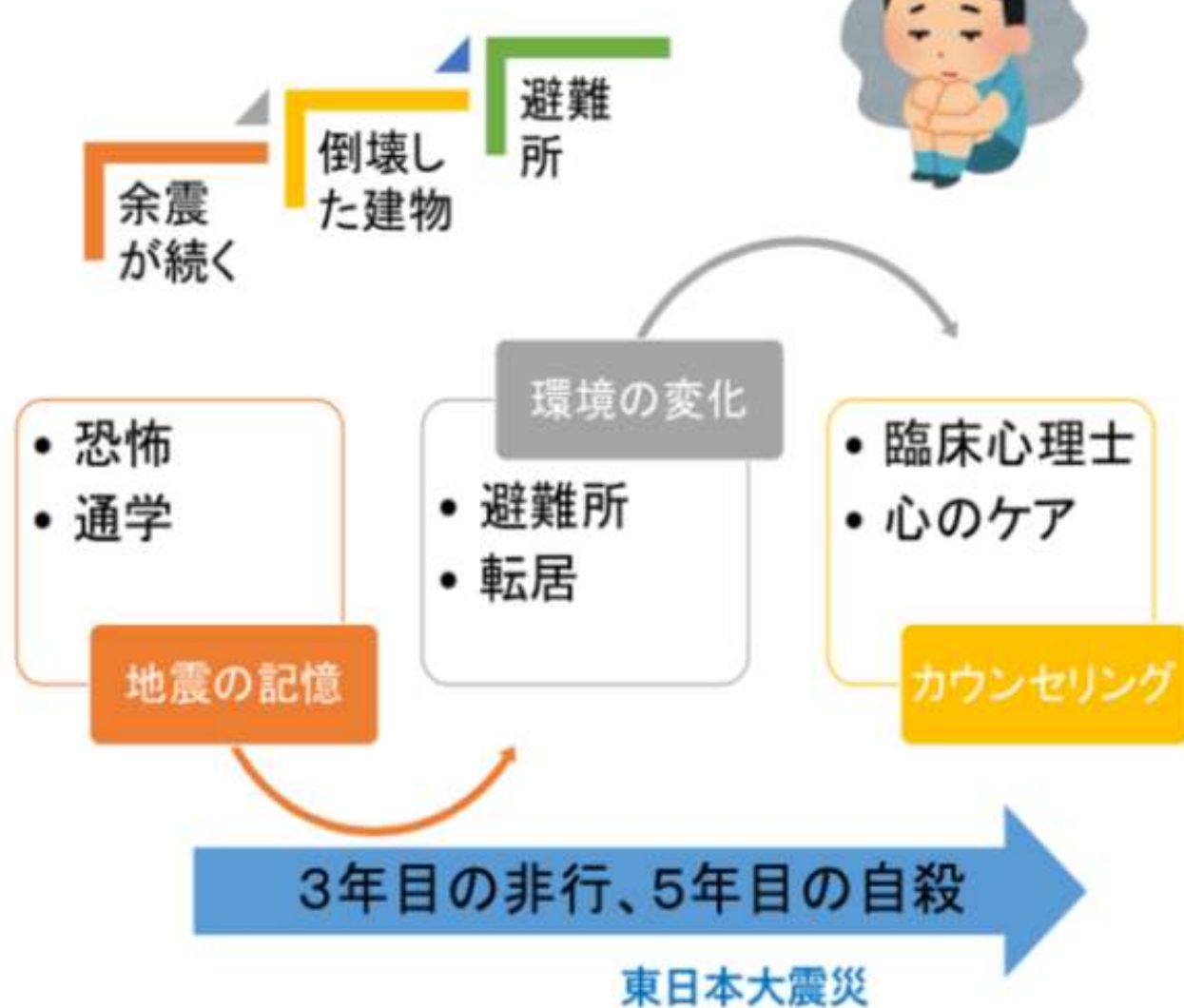
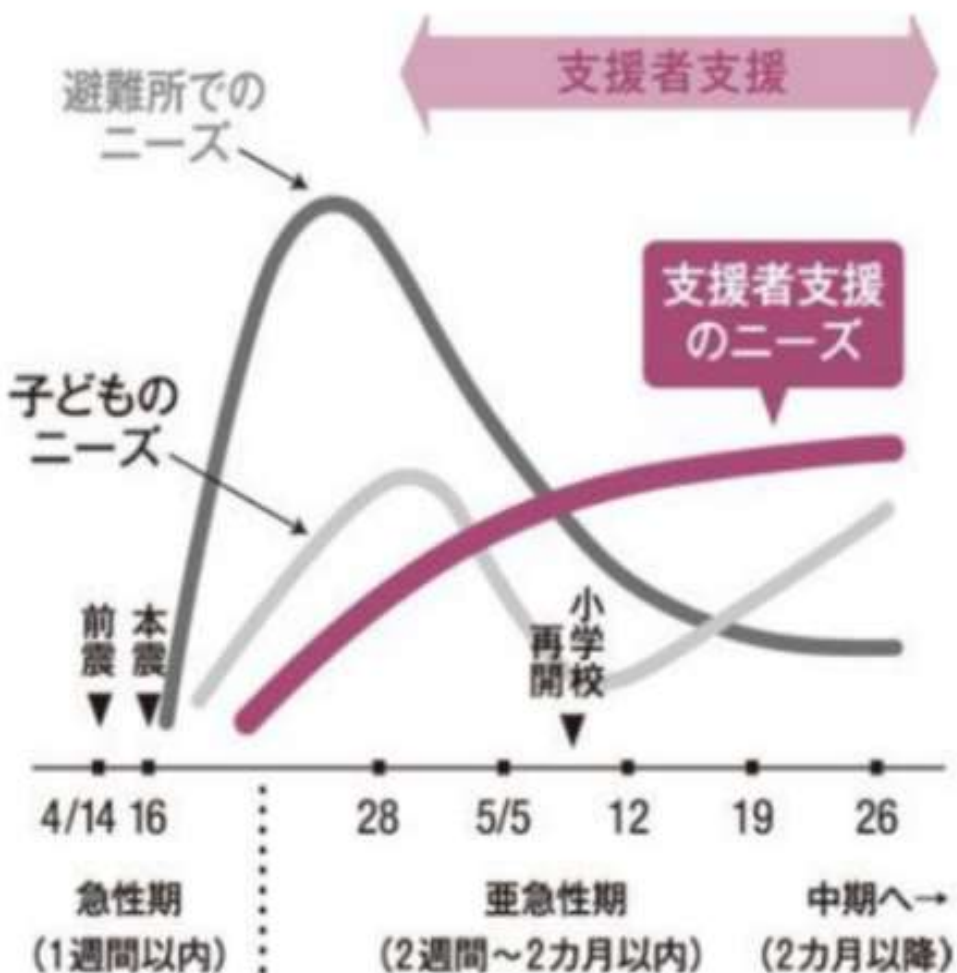
学校の安全・大掃除・水質検査

排水・害虫・ダニアレルゲン

トイレ・プール検査・換水



フェーズ5 心のケア



コロナ対策で工夫した良い健康習慣は続けたい



拭き上げは
良い習慣

様々な
感染対策



衛生意識の高まり



今後も
続けたい



マスク着用は
臨機応変に



感染拡大状況



近距離・対面・
大声を控える



触れ合わない程
度の身体的距離
の確保

赤本発刊へ

～広がる活動、求められる役割～

学校と学校薬剤師2025年度版

基準を深掘した青本

学校環境衛生管理マニュアル



(学校薬剤師座右の書)



ご清聴ありがとうございました

